

## 契約条項（物品売買契約書）

鳥取県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、物品の売買に関し、次のとおり売買契約を締結する。

## （売買）

第1条 乙は甲に対し次表の物品を売り渡し、甲はこれを買受ける。

品名	品質（規格）	数量	付属品
大便器用フラッシュバルブ	別添フラッシュバルブ仕様書のとおり		

## （売買代金）

第2条 物品の売買代金は、金 円（うち消費税額及び地方消費税の額 円）とする。

## （納入期限及び場所）

第3条 物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- 納入期限 令和6年7月31日
- 納入場所 倉吉市東昭和町150番地 鳥取県立厚生病院

## （検査）

- 第4条 乙は、物品を前条第1項第2号の納入場所に持ち込んだときは、直ちに甲に納品書を提出し、乙は、立会いの上、甲の検査を受けなければならない。
- 乙は、前項の検査に立ち会わない場合、検査の結果について異議を申し立てることはできない。
  - 甲は、第1項の検査を、納品書を受領した日から10日以内に検査を完了させなければならない。

## （検査の費用負担）

第5条 物品の持込み及び検査場への運搬等に要する一切の費用並びに検査によって変質し、変形し、及び消耗したものは、すべて乙の負担とする。

## （物品の引渡し）

第6条 乙は、物品が第4条第1項の検査に合格したときは、当該物品を甲に引き渡さなければならない。

## （所有権の移転）

- 第7条 物品の所有権は、第4条第1項の検査に合格し、乙が前条の規定により当該物品を甲に引き渡した時に移転する。
- 前項の所有権移転前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。ただし、それが甲の重大な過失に基づく場合は、この限りでない。

## （契約保証金）

## 【契約保証金を納付させる場合】

- 第8条 乙は、契約締結と同時に契約保証金として金〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。
- 甲は、乙がこの契約の内容を履行したときは、乙の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金を乙に返還する。この場合において、返還する契約保証金には利息をつけない。

## 【契約保証金を免除する場合】

第8条 この契約に係る乙の契約保証金は、これを免除する。

(物品の引換え)

第9条 乙は、第4条の検査の結果、不合格となった物品を、この契約の期間内又は甲の指定する期間内に、改めて完全な物品に引き換えた上、同条に規定する検査を受けなければならない。

2 前項による物品の引換え及び検査に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(対価の支払等)

第10条 甲は、物品の所有権移転の完了後に、乙から正当な請求書を受領した日から30日以内に代金を乙に支払う。

2 甲が正当な理由なく前項の支払期間内に支払を完了しないときは、乙は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(委託及び譲渡の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生ずる債務の履行を第三者に委託し、又はこの契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、乙が信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合で、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(納期の延期)

第12条 乙が天災地変その他真にやむを得ない原因のため、納入期限までに物品を納入することができないときは、甲は、乙の申請により相当の期間延長を承認する。

(履行遅延による違約金)

第13条 甲は、乙が契約期間内又は前条及び第9条の期間内に完納しなかったときは、遅延日数に応じ、契約金額から既納部分に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則第120条(昭和39年鳥取県規則第11号)の規定により計算した額を違約金として乙に請求することができる。

(違約金の相殺)

第14条 甲は、前条の遅延違約金を乙に支払う代金と相殺することができる。

2 乙は、前項に基づき相殺してもなお甲に損害があるときは、甲に対しその損害に相当する金額を賠償する責めを負う。

(品質保証期間)

第15条 保証期間は、物品の所有権が第7条第1項の規定により移転した日から起算して、〇〇間とする。ただし、保証書等で〇〇間を超える定めのある場合は、その期間による。

2 乙は、前項の期間内において、甲の責めに起因する損傷及び消耗以外で、物品の欠陥により起きた部品等の損傷を乙の負担で修補しなければならない。

3 乙は、前項の場合において修補できないときは、直ちに欠陥のある物品を新品と取り替えなければならない。

(追完請求権)

第16条 甲は、物品の引渡しを受けた後において、当該物品がこの契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対して相当の期間を定めて甲の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定により甲が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(任意解除)

第17条 甲は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(催告による解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 期限内に物品を納入しないとき又は期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、甲の指揮監督に従わないとき。
- (3) 正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(催告によらない解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 履行不能が明らかであるとき。
- (2) 履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 一部の履行が不能である場合又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 一略一
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (8) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - イ 暴力団員を雇用すること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(解除の制限)

第20条 第18条第1項各号及び前条第1項第1号から第5号までの規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定によるこの契約の解除をすることができない。

(賠償の予定)

第21条 乙が第19条第1項第6号に該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。物品を納入した後においても、同様とする。

(守秘事項等)

第22条 乙は、この契約において成果物(中間成果物を含む。)を得た場合、この契約においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 乙は、この契約に従事する者並びに前条の規定によりこの契約に関する業務等を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、前2項の規定を遵守させなければならない。

4 甲は、乙が前3項の規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

5 前各項の規定は、納入期限後又はこの契約解除後も同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第23条 乙は、この契約に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の保護)

第24条 乙は、この契約を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約に関する業務等を第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第25条 この契約に係る訴えについては、[倉吉市](#)を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 倉吉市東昭和町150番地  
鳥取県  
鳥取県立厚生病院  
院長 花木 啓一

乙 ●●市(郡) . . . . .  
○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、この契約に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、この契約の目的以外の目的のために、この契約に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、この契約を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 この契約に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、この契約を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約において利用する個人情報（この契約を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、この契約において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、この契約において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約期間中又はこの契約終了時に、この契約において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約期間中又はこの契約終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、この契約において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合に

において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、この契約において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第 11 条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第 5 条第 1 項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第 12 条 甲は、この契約において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又はこの契約に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第 13 条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、この契約において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第 15 条 乙がこの契約を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第 2 条から前条までと同様とする。